

大規模小売店舗立地法に基づく変更の届出について

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第2項の規定により大規模小売店舗の変更について届出があったので、同条第3項において準用する法第5条第3項の規定により次のとおり公告し、その届出及び添付書類を縦覧に供する。

なお、法第8条第2項の規定に基づき、意見を述べようとする者は、意見の内容を記載した書面に「1氏名（団体にあつては団体名及びその代表者の氏名）2住所（団体にあつては所在地）3意見を述べる理由」を記載した書面を添えて、令和7年6月17日から4月以内に東京都産業労働局商工部地域産業振興課（新宿区西新宿二丁目8番1号）に到着するよう提出してください。

1	店舗名	o l i n a s モール・o l i n a s コア
2	店舗所在地	墨田区太平四丁目1番2号ほか
3	設置者名	三井住友信託銀行株式会社
4	設置者住所	千代田区丸の内一丁目4番1号
5	変更前の駐車場の位置及び収容 台数	店舗内 768台
6	変更後の駐車場の位置及び収容 台数	店舗内 490台
7	変更日	令和8年2月4日
8	届出日	令和7年6月3日
9	縦覧場所	東京都産業労働局商工部地域産業振興課（新宿区西新宿二丁目8番1号）
10	縦覧期間	令和7年6月17日から令和7年10月17日まで。ただし、東京都の休日に関する条例（平成元年東京都条例第十号）に定める休日を除く。
11	縦覧時間	午前9時30分から午後4時30分まで。ただし、正午から午後1時までを除く。

大規模小売店舗立地法に基づく変更の届出について

大規模小売店舗立地法第6条第1項の規定により大規模小売店舗の変更について届出があったので、同条第3項において準用する法第5条第3項の規定により次のとおり公告し、その届出及び添付書類を縦覧に供する。

なお、法第8条第2項の規定に基づき、意見を述べようとする者は、意見の内容を記載した書面に「1氏名（団体にあつては団体名及びその代表者の氏名）2住所（団体にあつては所在地）3意見を述べる理由」を記載した書面を添えて、令和7年6月17日から4月以内に東京都産業労働局商工部地域産業振興課（新宿区西新宿二丁目8番1号）に到着するよう提出してください。

1	店舗名	ゲートシティ大崎業務商業棟低層部店舗（ゲートシティプラザ）
2	店舗所在地	品川区大崎一丁目11番1号及び2号
3	設置者名	ゲートシティ大崎業務商業棟全体管理組合ほか10名
4	設置者住所	品川区大崎一丁目11番1号ほか
5	変更を行った設置者名	日本ビルファンド投資法人
6	変更前の設置者の代表者名	西山 晃一
7	変更後の設置者の代表者名	飯野 健司
8	変更日	令和7年3月13日
9	届出日	令和7年5月22日
10	縦覧場所	東京都産業労働局商工部地域産業振興課（新宿区西新宿二丁目8番1号）
11	縦覧期間	令和7年6月17日から令和7年10月17日まで。ただし、東京都の休日に関する条例（平成元年東京都条例第十号）に定める休日を除く。
12	縦覧時間	午前9時30分から午後4時30分まで。ただし、正午から午後1時までを除く。

1	店舗名	（仮称）北区神谷3丁目計画（北敷地）
2	店舗所在地	北区神谷三丁目15番1ほか
3	設置者名	大和ハウス工業株式会社
4	設置者住所	大阪府大阪市北区梅田三丁目3番5号
5	変更前の設置者の代表者名	芳井 敬一
6	変更後の設置者の代表者名	大友 浩嗣
7	変更日	令和7年4月1日
8	届出日	令和7年6月4日
9	縦覧場所	東京都産業労働局商工部地域産業振興課（新宿区西新宿二丁目8番1号）
10	縦覧期間	令和7年6月17日から令和7年10月17日まで。ただし、東京都の休日に関する条例（平成元年東京都条例第十号）に定める休日を除く。
11	縦覧時間	午前9時30分から午後4時30分まで。ただし、正午から午後1時までを除く。

1	店舗名	瑞穂ショッピングセンター
2	店舗所在地	西多摩郡瑞穂町大字箱根ヶ崎字松原1347番1ほか
3	設置者名	有限会社サンケイ
4	設置者住所	西多摩郡瑞穂町大字箱根ヶ崎103番地

- 5 変更前の小売業者の氏名又は名 株式会社オリンピック
称
- 6 変更後の小売業者の氏名又は名 株式会社Olympicグループほか1名
称
- 7 変更を行った小売業者の氏名又 株式会社オリンピック
は名称
- 8 変更前の小売業者の住所 立川市曙町一丁目25番12号（株式会社オリンピック）
- 9 変更後の小売業者の住所 国分寺市本町四丁目12番1号（株式会社Olympicグループ）
- 10 変更日 令和4年5月27日ほか
- 11 届出日 令和7年6月5日
- 12 縦覧場所 東京都産業労働局商工部地域産業振興課（新宿区西新宿二丁目8番1号）
- 13 縦覧期間 令和7年6月17日から令和7年10月17日まで。ただし、東京都の休日に関する条例（平成元年東京都条例第十号）に定める休日を除く。
- 14 縦覧時間 午前9時30分から午後4時30分まで。ただし、正午から午後1時までを除く。